

第 19 日目（9 月 17 日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 22 名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

○議 長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

[午前 9 時 30 分]

○議 長 日程第 1、陳情第 2 号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を議題といたします。総務文教委員長・塩川裕紀君の審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○塩川総務文教委員長 おはようございます。それでは、総務文教委員会審査報告を行います。本委員会は、令和 3 年 8 月 30 日に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、南魚沼市議会会議規則第 110 条並びに第 143 条第 1 項の規定によりご報告いたします。

審査の状況であります。期日、令和 3 年 9 月 2 日木曜日。委員の出席状況、7 名全員出席であります。議長からも出席をいただきました。陳情第 2 号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情は、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、審査報告を終わります。

○議 長 委員長の審査報告に対する質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

陳情第 2 号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情に対する委員長の報告は、採択であります。本陳情は、委員長の報告のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、陳情第2号は採択することに決定しました。

○議長 日程第2、第68号議案 令和2年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、及び日程第3、第70号議案 令和2年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、以上2件を一括議題といたします。2件について産業建設委員長・塩谷寿雄君の審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○塩谷産業建設委員長 おはようございます。それでは、委員会の報告をさせていただきます。令和2年度の決算の委員会でございます。委員の出席は7名全員です。執行部からは部長、課長、そして関わる職員の皆さんに来ていただきました。

第68号議案 令和2年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題として行いました。部長の説明では、地域別水源ということで、塩沢地域に全体を描きながら、現在、水源開発をしているということで、石打地区と中之島地区で削井工事に着手しているということであります。

また、畔地浄水場の浄水処理を2系列から1系列に変えたということでもあります。令和3年度から運用を開始しており、事業運営では、新型コロナウイルス感染症対策を取り、使用者の軽減を図り、基本料金の2分の1を3か月間、令和2年度は減免したということになっております。また、課長からは決算についての説明をいただきました。

委員のほうからは、大半の方から質疑があって答弁をしたところでもあります。その中で、令和2年度におきましてはハツカ石地区で漏水が起きていたのですけれども、そのところが何で気づかなかったかというような質問がありました。ハツカ石の配水は2か所の動力を使っており、舞子地域の増圧ポンプ場で一旦石打地区におとし入れ、そこからまた押し上げていくという形で、なかなか分からなかったという部分を答弁いただきました。

意見としても、政策はトータルでいろいろな方式を考えてほしいと、トータル的なことを考えてほしいというような意見もあったところでもあります。討論に入り、反対討論、賛成討論共にありました。採決では多数で可決となりました。

続きまして、下水道であります。令和2年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてという議題でありました。地方公営企業法の全部適用による2年目ということでもあります。実質的にはこの1年が公営企業としての運営の成果が表れたという部長のお話をいただきました。

また、農業集落排水から県の流域下水道への接続を行っているということで、順調に進んでいるということでもあります。また、大和のクリーンセンターを県の流域下水道へ編入するという計画についても、県から了解が下りたので本格的に着手していきたいということを伺いました。また、課長からは、先ほど申し上げたとおり細かい決算の数字についての説明があったところでもあります。

下水道のほうも多くの委員のほうから質疑がありました。討論に入り、反対、賛成討論等

ありました。採決を行い、賛成多数ということで可決するべきものとなったところでございます。

以上で報告を終わります。

○議 長 2件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 68 号議案 令和 2 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 それでは、第 68 号議案 令和 2 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、反対の立場で討論を行います。

2019 年の消費税 10%への増税に併せて料金改定が行われ、県下一高い水道料金がさらに値上げされました。そうした中、地域経済は新型コロナウイルスの感染拡大、収束のめどが立たず深刻な事態が広がっています。こうした下で、県下一高い水道料金の引下げは、多くの市民の切実な願いです。平成 30 年度から基本料金の一律減免が行われてきましたが、令和 2 年度で打切りとなりました。また、新型コロナ対策の減免も行われましたが、県下一の負担感返上にはほど遠い金額です。隣り合う湯沢町や魚沼市の 2 倍近い水道料金を払い続けなければならないのは、あまりにも理不尽です。

今回の決算では純利益が 380 万円と、かろうじて黒字を確保していることから、大変厳しい経営内容であることは理解できますが、一般会計からの繰入れを増額してでも引下げが必要です。高料金の根本原因が、畔地浄水場を中心とする過大投資にあったことは明らかです。平成 30 年度に見直した経営戦略では、料金引下げは盛り込まれていませんが、引下げに向けた明確な方向性を示していくべきだと考えます。

また、いつも指摘していることですが、料金体系も問題です。今年の予算審議の中では、口径別料金体系への移行を進めていくとしていましたが、いまだに具体化されていません。以前調べたときには、3 割を超える世帯が毎月の使用料が 10 立法メートル以下でした。こうした使用料の少ない、どちらかといえば社会的に弱い立場の皆さんへの配慮も必要ではないでしょうか。これらの点から、令和 2 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について反対をいたします。

○議 長 次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

3 番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 それでは、第 68 号議案 令和 2 年度南魚沼市水道事業会計決算に対しまして、南魚みらいクラブを代表して、賛成の立場で討論をいたします。

南魚沼市の水道事業は、今日ではその普及率が98%と、市民生活に必要不可欠なライフラインとして、地域住民の生命と暮らしを守るという極めて重要な役割を担っております。しかしながら、今日の水道事業は、人口減少社会や節水型社会への移行等による水需要の減少傾向に加え、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、飲食業や宿泊業等に与えた影響は大きく、給水収益が7%の減収となり、純利益は1,301万円の減少となりました。

減収の主な要因は、基本料金2分の1を3か月間のコロナ減免によって7,946万円の減収、加えて平成30年度から施行した基本料金の一律減免によって6,200万円の減収が続いていることと、さらに高料金対策分の皆減となった中での収益的収支は380万円の純利益と、維持管理経費の節減等に努めた職員の努力であると評価をいたします。

しかしながら、現状では給水原価258円に対して供給単価226円と、供給単価が給水原価を32円下回っているという、いわゆる逆ざやであり、また、人口減少による自然減は年間収益で約2,000万円の減少を見込んでいるところでございます。よって、今後、収益が著しく好転する見込みは期待できず、厳しい経営状況が続くものと考えられます。

このような状況にもかかわらず、反対者は水道料金の引下げと水道料金減のための方向性、そして水道料金体系の見直しを指摘しておりました。ご指摘のとおり、水道料金の引下げは市民の願いでもあります。水道料金を引き下げ、市民へ持続的に水道を供給できるのかを反対者は明確にしておりませんでした。ましてや他の市や町と比較しておりますが、水道事業の経営環境はその置かれている歴史的、地理的条件により様々であり、水道料金を他市町村と比較することは困難であると考えます。

市民の生命と暮らしを守るために、将来にわたって安定的に事業を継続するために策定された中長期的な経営の基本計画である改定経営戦略に基づき、地域別水源方式への転換を進め、併せて浄水場の維持管理経費の縮減を図るために2系列運転から1系列運転への転換、そして口径別の料金体系への検討と、課題、改善に向けて改革を図っております。

また、財務状態の長期的な安全性をみる指標である自己資本構成比率は、令和2年度末で前年度比1.6ポイント増の69.5%になっており、これは給水人口5万人から10万人未満の自治体の令和元年度の全国平均67.5%を超えているところでございます。

このように市民生活の負担をできる限り軽減することを考え、併せて持続的に市民へ水道の安定供給ができるように、中長期の戦略ビジョンに基づき将来を見据え、市民のことを思い、精一杯の努力をしております。また、議会で承認された予算に対し適正に執行された決算であると評価し、今後も市民に安全で良質な水を安定して供給するために、より一層の健全経営のための努力を期待し、本決算に賛成するものであります。どうぞ、多くの皆さんからご賛同いただきますようによりしくお願い申し上げます。

○議 長 次に、原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君　それでは、未来創政会を代表して、令和2年度水道事業会計利益の処分及び決算認定に、賛成の立場で討論に参加いたします。

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染を懸念している市民の経済活動が大きく縮小しているため、飲食店や宿泊施設での水道利用が減少していました。水道事業経営の状況も良好ではありませんでした。そのような中でも公衆衛生の向上という水道事業の役割をしっかりと果たし、清潔な水を安定して供給してきた点は高く評価できます。また、コロナの影響を考え、市民の経済負担の軽減のため減額措置を実施したため、事業経営は7%減収となり、維持管理費を節減しても、純利益は1,300万円減少してしまいました。このような市民目線で水道事業を経営している点は高く評価できます。

しかし、南魚沼市の水道料金は、ほかの自治体に比べて高額であることは周知の事実であり、この点は今後大きく改善しなければならない課題です。その水も将来的な地域別水源方式の転換を目指して、上田地域のほか、塩沢地域全体での水源井戸の開発に着手し、災害時にも強い環境を手に入れようとする姿勢は評価に値します。また、水質の向上を見込めることなどを含め、ほかの地域での地域別水源方式の開発にも期待いたします。

一方で、南魚沼市の水道事業は、三国川ダムを利用した水道水の配水に頼っていることも事実であるため、畔地浄水場の価値はいまだに高く、今後10年の延命化をする必要があります、その対応を、老朽化した機器類の更新をしたことで、安心した生活の確保に励んでいる点も評価できます。浄水場の運転方式も変更したことによって、維持管理経費の削減に励んでいることも今後継続してもらい、さらなる経費削減に期待ができます。

各施設などのアセットマネジメントや、水道料金をいかにして値下げしていくかという議論を活発に行い、水道料金の値下げを、今後も市民が生活面で感じるができる額まで進めてもらうことを期待しています。

また、料金収納管理等の民間委託を行い、経費や職員数を削減していこうというビジョンも、前向きに経営努力をしていこうという姿勢が、よい効果を生み出しているということに表れていると感じています。

今後の課題として、先ほども申し上げたとおり、災害時の緊急水源の確保を目指し、新設改良する計画が求められます。また、令和2年の現有資産を総点検した結果を詳細に分析し、将来に引き継ぐべき資産を明確にし、災害時でも給水に困ることが少ない、深井戸による水道水の確保などを進める必要があります。また、漏水による無駄な支出を抑えるための調査、修繕を行うことも求められます。

これらを複合的に考えるのであれば、令和2年の水道事業会計利益の処分及び決算認定は評価に値します。今後の水道事業会計においても、多くの課題を克服し、市民生活をよりよいものにしてほしいと強く要望して、賛成といたします。多くの議員からの賛同を求めます。

○議長　次に、原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君　それでは、議長から発言を許されましたので、市民クラブを代表いたしまして、第 68 号議案 令和 2 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。

令和 2 年度の水道事業は、改定経営戦略に基づいた地域別水源方式の実現に向けて、前年度に引き続き、石打、中之島地区の削井工事に着手するとともに、畔地浄水場の 1 系列化の準備を整えるなど、改定経営戦略に向けた準備を着々と進めてきました。

また、最終損益が 380 万円にとどまるなど、経営的には大変厳しい状況ではありましたが、新型コロナウイルス対策として、基本料金の 2 分の 1 減免を実施するなど、事業運営面でも市民の負担軽減に向けた対応を行ってきました。反対討論にもあったように、確かに事業運営は厳しく、水道料金も高額な状況にあり、給水原価と供給単価の逆ざやも拡大しているなど、厳しい経営環境にあることも事実であります。

しかし、これは決算認定議案の審査であり、令和 2 年度予算の執行状況が適切であったかどうかは問われるものです。反対討論にあるような水道料金の値下げも重要な課題ではありますが、それと同じくらいに市民の生活を守るという観点から、最も重要なライフラインの一つでもある水道事業の安全性と継続性の確保が、最優先で担保されなければなりません。そういった意味から、経営の安定と水道事業の安全性、さらには継続性の確保に向けた努力の見える 1 年間であったと言えます。

今後は、計画的な施設更新による資本的収支の不足額の低減も課題ではありますが、企業債償還金は順調に減少し、令和 10 年度には半減まで見込める状況となっています。また、課題である口径別の料金体系についても実現に向け具体的な作業が進んでおり、今決算内容は着実な改定経営戦略実現への取組を進めた努力がうかがえる内容となっています。このことから多くの議員の皆さんから、この決算認定に賛成いただくようお願い申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長　次に、原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君　歩む会を代表して、第 68 号議案 令和 2 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

いろいろな数字のことがありますけれども、私が思うのは、やはり南魚沼の水道というのは本当に高いと思います。それはなぜかという、もう言うまでもなく畔地の件であります。その転換をしようと思、市は一生懸命いろいろな方策を持って考えていると思います。

私も本当に水道料金は安くて、そして安全な水が飲めればいいなという思いがありますけれども、職員はそのことを思って、今一生懸命取り組んでいると思います。常に駄目だ、駄目だと言うのではなく、いいことをしている、いいことをするときには褒めてやるというのも、

私は大事なことだと思います。

議員というのは、私は常に思うのは、片手は握手、片手はげんこつです。いいことをしたら褒める、そして悪いことをしたら叱る。この立場でやっていくことが、子供扱いというわけではないですけれども、子供を育てるにしても伸び伸びと育っていく点にもなっていくと思います。市を決して子供扱いしているわけではなくて、人間としていいことをしたら褒める、悪いことをしたら叱る。

これでやっていくのであれば、今回の議会では全員賛成で、最後を締めくくるといいことではないのかと思いますので、ぜひ、皆さんの全員賛成になるように願って、討論といたします。

以上になります。

○議 長 次に、原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決及び認定です。

第 68 号議案 令和 2 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 68 号議案は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

○議 長 第 70 号議案 令和 2 年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第 70 号議案 令和 2 年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、反対の立場で討論を行います。

南魚沼市の下水道事業が企業会計に移行して 2 年目の決算です。当市の下水道料金は県下で一番ではありませんが、高いほうに属しています。今年度の決算では、市の一般会計からの繰入れ 17 億 3,500 万円に加え、国や県からの補助金で 2 億 5,548 万円の利益を計上しています。繰入金の中には基準外繰入れも含まれており、厳しい決算内容と言わなければなりません。

また、資産の増減を見ますと、有形固定資産、無形固定資産、合わせて年間増減で 8 億 4,440 万円の減となっていますが、企業債の減は 6 億 1,428 万円と資産の減に追いついていません。一般会計からの出資金によって、資本合計で増額となっていますが、ここでも一般会計から

の繰入金頼みが明らかです。

そして、昨年も触れましたが、固定資産の中には農業集落排水の処理施設が相当の金額 15 億円以上含まれています。これは既に使われなくなったか、今後使われなくなる施設です。資本金が少ない中で、遊休施設 10 数億円を抱えていかなければなりません。昨年からは改善したとはいえ、実質的には債務超過に近い状態に変わりはないのではないのでしょうか。これは水道会計が畔地浄水場への過大な投資によって、高料金から抜け出せない状況と同じではないのでしょうか。

昨年の決算からは改善しましたが、一般会計からの繰入金と国、県の補助金で黒字を確保していますが、本業の収入をはるかに超える繰入金が今後も続いていく保証があるのでしょうか。今でも高い料金がさらに上がることがないか心配になります。

以上、財務上の懸念を指摘して、令和 2 年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定への反対討論といたします。

○議 長 次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、議長から発言を許されましたので、市民クラブを代表いたしまして、第 70 号議案 令和 2 年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。

下水道事業は、昨年度から年度ごとの経営成績を会計上からも明らかにすることで、一層の事業の効率化を図るため、地方公営企業法の全部適用として事業運営を進めてきました。そして、これまでも進めてきた流域下水道への接続事業も、五十沢地区が完了するなど順調に推移し、大和クリーンセンターの流域下水道への編入計画につきましても、県との協議が整うなど事業環境の変更に伴い、新たな改定経営戦略の策定により下水道事業の基盤強化を図る。これらも進め、事業的には本当に大きく前進した 1 年であったと思います。

しかし、使用料収入は、人口減少により今後も減少傾向が続くと見込まれており、厳しい経営状況が続くものと思われます。しかし、これらの改善に向け、水洗化率の向上や未収金対策、さらには不明水対策に取り組みながら、下水道事業の一層の効率化に向け、公共下水道への編入事業等を精力的に進めており、これが成果を上げつつあります。

このように厳しい経営状況の中ではありますが、積極的な経営努力を計画的に進め、経営の効率化に向けた努力の跡が見てとれる決算内容となっています。

以上のことから、多くの議員の皆さんにこの決算認定について賛成いただくことをお願い申し上げます、賛成討論とさせていただきます。

○議 長 次に、原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。



〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決及び認定です。

第 70 号議案 令和 2 年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 70 号議案は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

○議 長 日程第 4、第 64 号議案 令和 2 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第 5、第 65 号議案 令和 2 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第 6、第 66 号議案 令和 2 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、日程第 7、第 67 号議案 令和 2 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定について、日程第 8、第 69 号議案 令和 2 年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、以上 5 件を一括議題といたします。5 件について社会厚生委員長・中沢一博君の審査報告を求めます。

社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 それでは、社会厚生委員会の審査報告を行います。本委員会には決算審査が 5 件付託されました。それに基づき審査を行ったものであります。

期日でございます。令和 3 年 9 月 1 日、委員出席状況は 7 名全員でございます。議長からも出席いただきました。審査の内容であります。おのおの関係いたします執行部からの部長、課長、説明員から出席いただき審査を行ったものであります。本委員会に関しましては、先ほど申しましたように 5 件であります。時間の関係もありますので、簡潔に報告させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは最初に、第 64 号議案 令和 2 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてであります。この会計に関しましては、実質収支では 5,386 万円の黒字でありました。黒字になった原因については、歳入では保険税収入が予算より若干上回ったこと。また、収納率が 9 年連続上昇したということにあります。収納率につきましては現年度分で 97.1%、滞納繰越分を含めて全体で 88.8%で、予算より 3,506 万円の増収となりました。

令和 2 年度の当初予算では 1 億 7,400 万円を取り崩して行う予定でしたけれども、結果として 4,002 万円を積み立て、これにより基金残高は 2 億 7,396 万円となりました。ご承知のとおり、ほぼ全額を令和 3 年度の当初予算で崩す予定でございます。

世帯数及び被保険者の状況ですけれども、世帯数は 7,636 世帯、被保険者数は 1 万 2,391 人で、前年度比で 75 人の減となります。内容を見ますと、ゼロ歳から 64 歳までが 379 人の減、そして 65 歳以上は 304 人の増となっております。確実に被保険者の高齢化が進んでおります。これらの変化により保険税の収入は減少する一方で、保険給付費は上昇傾向にあります。

調定額を見ますと 1 世帯当たりプラス 1 万 8,064 円で、1 人当たりの額では 1 万 5,242 円となっております。収納率は先ほど申しました 88.8%で、1 ポイント上昇しております。

医療費の支払い状況におきましては、令和2年度で34億7,685万円、前年比4.9%の減。そして療養給付1人当たりの額は前年度比96.3%で、3.7%減少しております。

特定健診の受診率を見ますと41.9%で、前年度が50.2%でありましたので、8.3ポイント減少となっております。これは新型コロナウイルス感染症による受診者の大幅な減少、また健診の開始時期を遅らせたことが原因であると考えられます。

そして質疑につきましては、不納欠損について、ジェネリック医薬品の普及について、保健者努力支援制度について、そしてコロナ減免について、また短期証、資格証等についての質疑が行われました。その後、討論に入りました。討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で認定することに決しました。

次に、第65号議案 令和2年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを報告いたします。被保険者の状況は令和3年3月末現在9,324人で、前年度より269人減少となり、全人口に対して17%となっております。令和2年度の保険料率は所得割率が7.84%、均等割額が4万400円で賦課徴収しております。調定額で4,287万円、1.1%の増。そして収納額では4,309万円、同じく1.1%の増。収納率は99.8%で、前年度より0.1%の増であります。

保険給付の状況は、入院外をはじめ、全体にほとんどマイナスで、件数も大幅に減少しております。新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響と思われます。保険給付費で6,119万円減となっております。高齢者健診の実施人数におきましても1,427人と大幅な減少となっております。

そして説明を受けた後、質疑を行った後に討論に入りました。討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案のとおり認定されました。

次に、第66号議案 令和2年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてであります。第7期介護保険事業計画の最後の年度であり、負担割合は変わりません。不納欠損の状況は令和2年度は47名の該当者がおりました。処分理由は生活困窮が一番多い理由となり、新型コロナウイルス感染症の影響もあるだろうと考察しております。また、特養の待機状況ですが約160人で、待機期間は1年5か月から1年6か月の中で推移している状況であります。

質疑でありますけれども、介護人材不足の職員及びケアマネジャーについて、認知症対応型共同生活介護について等々行いました。質疑の後、討論に入りました。討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案のとおり認定することになりました。

次に、第67号議案であります。令和2年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてであります。平成30年4月から完全な無床診療所として、外来診療、また健診事業などを行う診療所として運営しております。医師については所長を含め、非常勤医師で対応していることもあり、なかなか身近なかかりつけ医としての役割を担うことができず、外来患者数は前年度比で12.3%減と、外来患者数の増が見込めない状況となっております。

今後の状況については、タスクフォースを踏まえてのプロジェクトチームの中で協議とともに、経費の削減に努めて運営を継続しているところでございます。

質疑では、医師の体制について、自動車使用料について等の質疑がありました。その後、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定いたしました。

最後に、第 69 号議案であります。令和 2 年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑に入りました。質疑では、経営状況に集中した中でいっぱいありました。また、医師確保の件、健友館の件等々の質疑がなされた後、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定することに決しました。

以上であります。

○議 長 5 件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 64 号議案 令和 2 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 それでは、第 64 号議案 令和 2 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定に、反対の立場で討論に参加します。

市民生活は一昨年の消費税増税に加え、暖冬無雪、そして新型コロナウイルスの影響拡大と大変な影響を受け続けた令和 2 年度でした。令和 2 年度国民健康保険決算資料では、国民健康保険加入者は世帯数、被保険者とも減少し、令和 3 年 3 月末時点では、65 歳以上の前期高齢者が半数以上を占めています。令和 2 年度予算は基金からの繰入金を計上し、保険税率を上げずに予算編成されましたが、決算では繰越金でほぼ穴埋めできたため、繰入金は使わずに済んでいます。国民健康保険は国民皆保険の最後のとりでとして、他の医療保険に加入していない人は全て国民健康保険に加入することになっています。しかし、国保税が高過ぎて、最後のとりでとしての機能を果たせなくなっているのではないのでしょうか。

国保制度発足当初は自営業者などの加入者が多かった国保も、先ほども触れましたが 65 歳以上が半数を超え、年金生活者などの無職や非正規労働者などの低所得者が多くなっています。そんな下で国保加入者の負担額は耐え難いものになっています。同じ所得の協会けんぽ加入者との比較では、家族構成にもよりますが、国民健康保険税が協会けんぽの 1.5 倍から 2 倍近くになっています。この金額は特に低所得者にとっては負担に耐えられる限界を超えています。このように加入する健康保険制度によって負担が著しく変わるというのはいかがなもののでしょうか。法の下での平等の観点からも許されるものではないと考えます。

また、国保税の滞納によって資格証や短期証が交付され、資料によれば、短期証の交付は減りましたが、資格証の交付は増加しています。これは受診抑制につながり、命に関わることで大きな問題です。もう一点は均等割、平等割です。特に均等割は所得や年齢に関係なく、

頭割りで課税されるわけで、まさに人頭税ともいうべき性格のものです。生まれた途端に均等割が課税されます。他の保険制度にはありません。政府もようやく来年4月から未就学児の均等割の5割軽減を決めました。しかし、子育ての負担は未就学児より上の世代が大きくなっています。対象年齢の拡大と全額公費負担を求めていくべきだと考えます。また、子育て支援のためにも、市独自の上乘せの減免も必要です。

以上、2点を指摘して、令和2年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定への反対討論といたします。

○議 長 次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

4番・吉田光利君。

○吉田光利君 それでは、第64号議案 令和2年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、南魚みらいクラブを代表いたしまして、賛成の立場で討論に参加いたします。

令和2年度決算では被保険者は1万2,391人で、前年度より75人減と減少の傾向が続いております。関連する国民健康保険税の収入も3,257万円減少する厳しい状態であります。決算総額を見ますと、歳入総額で52億9,770万円、歳出総額52億4,383万円で、実質収支額は5,387万円の黒字決算でありました。しかしながら、前年度実質収支の黒字額1億4,090万円を控除した単年度収支は、残念ながら8,703万円の赤字であり、医療費の上昇とコロナ禍での厳しい経営環境の現実を理解できるところであります。

歳入について、合算での保険税の収納率においては前年度比1%増の88.8%で、長年にわたり、10年近くにわたりまして前年度比での上積みはすばらしく、驚くべき実績であります。これは担当部局の日頃からの収納活動の地道な努力がうかがわれ、大きな収支貢献となっております。一方、不納欠損については790万円で、昨年比133万円の増加であるが、関係法令により適切な処理がされているとの報告がされました。健全な運営がしっかり継続されている。

次に歳出についてですが、前年比1億2,647万円の減少である。これは保険給付費の1億5,755万円の減によるもので、コロナ影響と思われる療養給付費の減少が主になっております。また、保険事業費では、後発医療薬品のジェネリック医薬品利用促進により81.6%の利用率で、全国平均を大きく上回っている実績をはじめ、特定健康診査等事業、人間ドック助成事業、医療費通知事業、健診での予防活動の推進など、市民の健康管理や生活習慣病の予防事業の展開が毎年継続的に確実に予算執行されている取組は、大きく評価に値すると思えます。

しかしながら、コロナ禍、そして収束後の先行き不透明な経済環境での国保事業に対し、将来にわたって市民の保険税の負担を軽減するために、一層の予防医療保険事業を市民と行政が一丸となって取り組んでいかなければならないと考えます。今回の決算認定はコロナ禍の厳しい環境下、南魚沼市の被保険者の命と健康を守り、被保険者の負担軽減と保険事業の改善に努めた令和2年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算を評価して、賛成討論といたします。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に、原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

1 番・大平剛君。

○大平 剛君 それでは、未来創政会を代表しまして賛成の立場で討論に参加したいと思います。国民健康保険をめぐる状況は例年に引き続き厳しいままでございます。ただ、その中で奇妙なバランスというものが今年度は生まれていると思います。すなわち、先ほど吉田議員もおっしゃいましたが、年々減ってくる被保険者数、さらにその中でも現役世代が減って高齢者が増えているという、こういう状況があります。されど令和2年においては、特に療養費のほうが増えている。これはもちろんコロナの影響だと思われまます。この奇妙なバランスの中で、国保はかろうじて踏みとどまっているのではないかと私は推測いたします。これがもし崩れたときどうなるかというところで、私は大変な懸念を持っております。それを防ぐには、やはり特定健診指導をはじめとする市民の健康増進に努めることだと、そしてジェネリック医薬品をはじめとして医療費の抑制を行う、この2点がどうなっているかという点を私は注目して今回の決算を見させていただきました。

特定健診指導におきましては、コロナの影響で若干パーセンテージは下がっているものの、そのパーセンテージの低下は最低限に抑えられ、また今後の指導に期待できるものと私はみました。また、ジェネリック医薬品については、先ほど吉田議員もおっしゃいましたが、全国平均よりかなり高いという数字を保持しております。しかもそこに甘んじることなく、さらなる数値の向上を目指して努力する姿勢も見られました。これは高く評価されるべきだと思います。

最後に決算認定全部を見渡しまして、議会が令和2年度に可決しました予算からみて、適正な執行だったと認められますので、この点も大いに評価したいと思います。

以上の点をもちまして、私はこの認定については賛成の立場であります。ぜひ、議員の皆様方の賛成をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で討論を終わります。

○議 長 次に、原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、私は市民クラブを代表いたしまして、第64号議案 令和2年度国民健康保険特別会計決算認定について、賛成の立場で討論に参加いたします。

新型コロナウイルス感染症が、世界中で感染症数が2億2,000万人になりました。死者も465万人を超えました。日本でも感染者166万人、死者1万7,000人を超えています。ワクチン接種が進み、このところ新規感染者数は減ってきたとはいえ、いまだ収束の見えない状況が続いています。

この間の経済的影響は計り知れないものがありますが、爆発的な感染拡大を何とかぎりぎ

りのところに抑えてこられたのは、日本の医療体制と国民皆保険制度、そしてその根底にある国民の健康意識にあると思います。しかし、国民皆保険制度の根幹であります国民健康保険は、反対者が言うように、もともと低所得者、高齢者が多いという構造的問題に加えまして、最近の雇用形態から非正規労働者の加入もあり、加えて長引くコロナ禍の重圧感はさらに大きくなっております。

そういう中で国保財政が市から県に移管され、市の国保会計の評価は難しいところですが、まず国においては保険税賦課限度額の引上げ、保険税負担軽減対象者の拡大を行い、また委員長のほうからも話がありましたけれども、保険者努力支援制度の強化で予防事業の取組を点数化することで交付税を増減させるなど、実際には厳しい面もありますが、それだけ強く自治体に病気予防の必要性と実践を呼びかけているものと思います。

それらも受けまして、令和2年度の市の国民健康保険特別会計の事業及び予算の執行はどうであったかであります。数値的なことは先ほど、ほかの賛成者の討論の中にも出てきましたので省略いたしますけれども、国が進めています予防の観点からは、新たな取組といたしまして健康ポイント制度を行いました。コロナの影響もあり、実績、成果は思うように出ておりませんが、今後期待できる事業のスタートだったと思います。

また、第2期データヘルス計画に沿った特定健診、特定保健指導の受診率向上と効果的な保健指導の取組については、高い目標を設定しながら始めましたけれども、これもコロナの影響で事業実施や参加が進まなかったために受診率は下がりました。しかし、これらの予防事業の取組があって、先ほども言いましたように、保険者努力支援制度での評価点数が県下7番目まで上がったということでもあります。こういう情勢、状況の中でもできる健康のための予防事業を進めたものと評価いたします。

また、これも委員長の報告の中にもありましたけれども、加入者の税負担軽減のために、当初予算では現行税率のままで支払準備基金から1億7,400万円を繰り入れた当初予算でありましたが、9年連続での収納率向上の努力もあり、決算では予算化した基金からの繰入れを使わず、さらに年度中に4,000万円を積み増し、約2億7,400万円にできたことは、今後の保険税見直しの必要になった際の軽減財源となることから、収納率向上の努力とともに併せて評価するところであります。

以上のことから、令和2年度国民健康保険特別会計決算については、保険税率の据置きと国保財政の安定という面での精一杯の努力と、コロナ禍であっても市民の健康の下支えを担った実践を私は感じたところであります。

ただ、いつも言っていますとおり、国民健康保険の構造的問題が解決されたわけではありませんので、まだまだ課題もあるわけではありますが、これらは市単独では解決のつかないことも多く、現状を踏まえて国のほうも少しずつ動いてはいますけれども、引き続き国への制度見直しの取組も必要であることを付け加えまして、今決算認定については賛成いたします。皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に、原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第 64 号議案 令和 2 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 64 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 ここで休憩といたします。再会を 11 時 5 分といたします。

(午前 10 時 45 分)

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前 11 時 04 分)

○議 長 第 65 号議案 令和 2 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 第 65 号議案 令和 2 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参加します。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける稀代の悪法とされています。75 歳以上の人口が増えれば自動的に保険料が上がる制度で、2025 年がピークとされています。度重なる保険料値上げは高齢者の生活を圧迫しています。

批判を受けて導入した低所得者層の医療保険料を最大 9 割軽減する特別措置は、令和元年に 8 割、令和 2 年度には 7 割の本則となりまして、段階的に廃止されました。保険料率は 2 年ごとの見直しで均等割額 4 万 400 円、3,500 円の増であります。所得割率 7.84%、0.44% 増に改定された年でありました。

年金が削減される中、天引きされ、ますます負担感が増えています。さらに医療費窓口負担は、原則 1 割を 2 割負担に引き上げる計画がされています。差別と負担増の制度を廃止し、年をとっても安心して医療が受けられる制度とするべきです。

以上、反対討論といたします。

○議 長 次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 第 65 号議案 令和 2 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定に

ついて、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加いたします。

収入済額6億800万円、支出済額5億9,834万円、差引き966万円の黒字となっていますが、保険基盤安定繰入金と一般会計繰入金の合計1億4,321万円を繰り入れての決算となっています。

保険料の収納率は99.4%と、前年度から0.4%向上し、不納欠損額36万円は、前年度比6万円減少しました。保険給付費は前年度比6,119万円の減であります。これは戦後の一時的な人数の減少と、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えという状況でした。

被保険者は9,324人で、前年度比マイナス269人ですが、今後は団塊の世代が後期高齢者となり、保険給付費が急激に増加したり、保険料の負担増加が懸念されています。この点では反対者のおっしゃる点も理解はできます。

しかし、これは全国的な課題であり、いずれは国が保険税制度を抜本的に見直すことも予測されています。しかしながら、令和2年度南魚沼市決算認定としましては、誰もが高齢者になっても安心して医療を受けられたか、正しく予算執行がなされたか、市単独ででき得る努力をしたかという観点で見るとすべきであろうと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えと高齢者健診受診者の減少はその後の健康への影響が心配ですが、今までに経験したことのない感染症の影響で、予測の立たない大変難しい1年間の中でも、収納率の向上や感染症予防に最大限の配慮をし、混み合うことなくスムーズに健診を受けられる体制を取ったこと、高齢者は医療機関で健診を受けられるよう臨機応変な対応をしたことも、関係者のご努力を大いに評価すべきと考え、賛成するものであります。多くの議員の皆様の賛同をお願いし、以上といたします。

○議 長 次に、原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第65号議案 令和2年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第65号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第66号議案 令和2年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

5番・中沢道夫君。



○中沢道夫君　それでは、第 66 号議案　令和 2 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参加します。

令和 2 年度決算の歳入総額は 65 億 5,230 万円、支出総額 65 億 2,411 万円で、差引き 2,820 万円の黒字となっていますが、単年度収支では 3,144 万円の赤字でした。その中で、保険給付費が確実に伸びていますが、対介護保険料との比率では、平成 25 年の 18.8%から、令和 2 年には 25%と上昇しております。これは保険給付費以上に保険料負担が増えていることを示すもので、お年寄りの暮らしを圧迫しています。

介護保険制度は 21 年前、家族介護から社会で支える介護へというスローガンを掲げて導入されましたが、実際には要介護度に応じてサービス内容や支給額が制限され、スタート当初から保険あって介護なしと言われてきました。特に特別養護老人ホームの待機者は、入所を原則要介護 3 以上としてからも高止まりのままです。

居宅介護ができない場合は他県に行かざるを得ない事態も生まれています。最近でも近くには親を入れる施設がなく、泣く泣く群馬の施設に入れたという話を聞きましたが、住み慣れた地で最期を迎えられないということは深刻な事態です。これには施設整備の問題とあわせ、マンパワーの不足も事態を深刻にしている要因です。

市でも対応していますが、不足する人数が多過ぎて追いついていません。この原因の一つが劣悪な労働環境です。介護労働者の平均賃金は全産業平均を 10 万円も下回っています。こうした低賃金と長時間過密労働の蔓延によって、介護現場は深刻な人手不足に陥り、それが制度の基盤を脅かす重大な事態となっています。利用者からサービスを取り上げる解約や機械的な利用制限の仕組みを撤廃し、介護保険を必要な介護が保障される制度へと改革していくことが求められています。

保険料、利用料の高騰を抑えながら、介護報酬の引上げ、制度の充実や基盤の拡充を図り、本当に持続可能な制度とするには、公費負担の割合を大幅に増やすしかありません。安心できる介護保険制度を目指し、国の姿勢を転換し、国負担分を直ちに引き上げることこそが抜本的方策です。こうした将来展望を持ち、自治体として独自の対応が求められます。

高い介護保険料、利用料軽減のために、一般会計からのさらなる繰入れを求め、令和 2 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、反対の討論といたします。

○議　　長　次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

9 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君　未来創政会を代表し、第 66 号議案　令和 2 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、賛成の立場で討論に参加いたします。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた 1 年目の決算であります。市民からサービスの低下等の苦情が聞こえることも特にありませんでした。高齢者人口が 33.8%を占め、今後の財政負担が懸念される中、介護人材不足に対する措置を講じ始めたことと、コロナ禍で思うような活動ができない中、介護予防普及啓発事業や地域介護予防活動支援の充実を図り、健康で老後を過ごせる体制を構築する施策を進めたことを評価いたしまして、決算を認定し

たいと思います。多くの皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長 次に、原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 第66号議案 令和2年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定に、市民クラブを代表し賛成の立場で討論に参加いたします。

歳入総額65億5,230万円、歳出総額65億2,411万円、実質収支は2,820万円の黒字ですが、単年度収支は3,144万円の赤字でありました。収納率は99.2%と前年同率ですが、不納欠損額は300万円で、前年度より141万円も多くなっています。保険料の減免状況は、新型コロナウイルス感染症の影響が147人、生活困窮が1人となっており、合計金額が1,018万円と感染症の影響が大きなものとなりました。

事業内容では、要介護認定者は3,593人で、前年度から5人増加し、介護保険サービスの給付状況は、施設介護が38.8%、居宅介護が35.4%、地域密着型が20.7%と施設介護サービスが一番多くなっています。入所施設の人数を見ますと、市内8施設の合計定員483人に対し、年度末入所者は432人と51人の差があり、介護人材不足の影響が表れています。このほかにも、認知症デイサービスを休止している事業所もあり、人員不足は深刻であります。これは反対者のご指摘どおりであります。これも全国的な問題であり、では当市の課題はどうであったかあります。

急激に進む高齢化の中で、要介護となっても市内に住み続けられるか、市民の不安の声も増えています。いかに健康寿命を延ばすかが大きな課題です。新型コロナウイルス感染症の影響で、各種健康づくり教室や敬老会の中止など、人との交流が激減したことがどのように影響するか注視しなければなりません。

そんな中で、介護人材確保緊急支援事業の利用者は、初任者研修8人、実務者研修5人と確実に定着してきましたし、今年度からはさらに充実させた5か年計画に取り組んでいます。こういった介護人材確保事業が成果を上げ、深刻なケアマネジャー不足も改善すること、また昨年からは始まった健康ポイント事業により、市民の健康づくりの意識向上に大きな期待をしているところであります。

こうした介護予防事業と人材確保事業の取組を評価し、賛成討論といたします。多くの議員の皆様の賛同をお願いし、以上といたします。

○議長 次に、原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第 66 号議案 令和 2 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 66 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第 67 号議案 令和 2 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第 67 号議案 令和 2 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 67 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第 69 号議案 令和 2 年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第 69 号議案 令和 2 年度南魚沼市病院事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 69 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 日程第 9、発議第 5 号 コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

10 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 それでは、発議第 5 号 コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について、説

明いたします。

先ほど審議を行いました陳情第2号が、全会一致によって採択されたことを受けて、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、新潟県知事に対し、意見書を提出するものであります。

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として重要な役割を果たしております。

しかしながら、私立高校は国、県の公費の少なさから経費の多くを保護者の負担に求めざるを得なくなっております。令和2年度には年収590万円未満世帯の私立高校生世帯に対して、上限39万6,000円の就学支援金が支給され、授業料の実質無償化が実現しました。しかし、就学支援金の対象は授業料に限られ、施設設備費や入学金は対象となりません。そのため保護者の学費負担は依然として重く、学費の公私間格差には大きな開きがあります。

また、新型コロナウイルス感染症による感染拡大は依然として収まる気配がなく、コロナ禍の影響による企業の倒産、失業、給与の減額など、経済に及ぼす影響は深刻です。とりわけ学費負担の重い私立高校生家庭にとってはなおさらです。

そこで、政府、国会並びに新潟県に対し特段の措置を講じられるよう要望するものであります。詳しい内容につきましては、お手元にある内容のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第5号 コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第10、発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。本案について提出者の説明を求めます。

11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、提出者として説明申し上げます。

この意見書については、全国市議会議長会より会長名で各市区議会に上がってきたものがあります。新型コロナウイルス感染症蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、来年度においても、引き続き巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しており、その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれるもので、詳細については皆様に配付済みの5項目の内容となっております。

よって、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣（当日訂正発言あり）に対し、意見書を提出したいものです。14日の議会運営委員会では全会一致となっております。

以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第11、発議第7号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 発議第7号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について、提出者として説明申し上げます。

この意見書については、全国積雪寒冷地帯振興協議会長より豪雪地帯都道府県議会議員、及び特別豪雪地帯市町村議会議員に上がってきたものであります。

豪雪地帯特別措置法第14条及び第15条の特例措置が、令和4年3月末に期限を迎えることを受け、今回——全国積雪寒冷地帯振興協議会ですが——豪雪地帯の実情や課題、特例措

置の延長や交付金制度等の創設など、法改正の要望を行っております。

意見書の内容の詳細については、皆様に配付済みの内容ですが、近年の高齢化の進展や空き家の増加等による地域の克雪力の低下を挙げています。加えて気候変動の影響により、特に令和2年の豪雪では、短期集中的な降雪による、要援護者世帯の除雪の遅れや空き家の倒壊が生じ、雪下ろし等の除雪作業に伴い多数の死傷者が発生しています。

よって、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣（当日訂正発言あり）に対し、意見書を提出したいものです。14日の議会運営委員会でも全会一致になったものであります。

以上で説明は終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第7号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第12、発議第8号 出産育児一時金の増額を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 それでは、発議第8号 出産育児一時金の増額を求める意見書の提出について、提出者として説明申し上げます。

少子化克服に向け、安心して子供を産み育てられる環境を整えるためには、子供の成長に応じきめ細やかな支援を重ねていくことが重要であります。一時金はその中でも大事な一手であることから、少子化対策は我が国の重要課題の一つにほかならず、子育てスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせないと思います。数字等の詳細については、皆様のお手元に配付のとおりとさせていただきます。

よって、政府に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く要望するものであり、よって、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内

閣総理大臣、厚生労働大臣に、意見書を提出したいものであります。14日の議会運営委員会でも全会一致になっているものです。

以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第8号 出産育児一時金の増額を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を11時50分といたします。

〔午前11時43分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前11時49分〕

○議 長 ここで、先ほどの発議第6号及び発議第7号について、提出者であります11番・清塚武敏君から発言を求められておりますので、これを許します。

11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 大変失礼いたしました。発議第6号の提出先で誤りがありました。併せて第7号のほうもありました。

まず、発議第6号のほうであります。私が申し上げたところで、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣は誤りでありました。そこは削除したいと思えます。追加で財務大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣を提出先とさせていただきます。

続きまして発議第7号のほうであります。財務大臣が抜けておりましたので付け加えさせていただきます。

以上です。

○議 長 ただいまの発言に対し、賛同することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

はい。全員賛同といたします。

○議 長 日程第 13、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長より所掌事務について、会議規則第 111 条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

○議 長 ここで、市議会議員任期最終議会定例会の閉会に当たり、林市長からご挨拶をお願いいたします。

市長。

○市 長 それでは、発言を許されましたので貴重なお時間をお借りいたします。

9月定例会、大変長い期間でありましたが、様々ご議論いただきました結果、いろいろな意味で可決いただきまして大変ありがとうございました。また、皆さんとの議論をベースに様々な市政の課題に南魚沼市を挙げて頑張ってまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いします。

まだ解決ができない、収束をみないコロナの対策、また今回、9月定例会が閉会となりますが、お約束を申し上げたとおり、議会の皆さんとこれまで1年半以上も様々な形で、これまでの過去の習慣を超えてでも、コロナの問題に立ち向かってまいりました。議会の皆さんの協力で改めて感謝を申し上げますし、閉会后またどういう形になるか、まだここでは申し上げられませんが、市民の安心・安全、コロナに対応するその部分で、また皆さんと協議しなければいけないところが出てくるかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

最後にいたしますが、今回、議会の皆さんの任期が間もなく終了するということではありますが、それぞれいろいろな形でまた前に進んでいけるのだろうと思っております。私としてはできれば、これまでいろいろな議論を時に闘わせ、そしていろいろな意味で気持ちも通じ合い、そして何よりも、立場こそ違えども南魚沼市の将来に向けて、現在に向けての課題、様々なことで話し合っ、本当にそういう意味で信頼申し上げている皆さんに、ぜひとも志ある方は、またこの議場で再びお目にかかりたいと思っております。

まだ残っておりますが、議員4年間、本当にお疲れさまでございました。これからも引き続き、様々な角度からのご指導いただくことをお願い申し上げまして、私からのまずは感謝と、そして次なる期待の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。よろしくをお願いします。

○議 長 ありがとうございました。

それでは、私のほうからも一言ご挨拶をさせていただきます。令和3年南魚沼市議会定例会の閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。今定例会は我々22名の任期中の最後の議会で



ございました。おかげさまで提案されました全ての案件を議了することができました。これもひとえに議員各位のご協力、ご配慮によるものと深く感謝を申し上げます。また、心より厚く御礼を申し上げます。

市長をはじめ執行部、並びに議会事務局、それぞれの皆様方に、常に真摯な態度をもって審議にご協力いただきました。重ねて御礼を申し上げます。

思い返しますと、4年前の平成29年10月、議員定数を4名削減し22名の定数で臨んだ選挙でありました。25名が立候補し、今ここにおられる22名に南魚沼市選挙管理委員会から当選証書が付与されました。今日まで市議会議員として、それぞれの思いに多少の違いはあったにせよ、南魚沼市の発展、そして何よりも市民一人一人の幸せを願って活動してきたことは間違いないと思います。

私は、平成29年11月の臨時会におきまして、議員各位からのご推挙により、第9代議長として就任し、また令和元年の11月の臨時会におきましても各位からご推挙いただきまして4年間、議員任期の全てを議長として務めてまいりました。本当に緊張する毎日でありましたし、特に令和2年1月から始まりました、世界的なパンデミックであります新型コロナウイルスの関係では、今まで誰も経験したことのない本当の災害級の事態となって、気の抜けない毎日が続いております。ただただ収束を願うばかりであります。

我が市議会におきましては、市内経済の停滞を懸念し、令和2年4月より新型コロナウイルス感染症対策連絡会議をこれまでに19回——来週また開催予定であります。第20回という数になりますけれども、経済支援策、そして執行部に議会としての要望を申し入れるなど、迅速な業務執行となるよう議会一丸となって取り組んでまいりました。皆様方の温かいご指導、ご協力、また執行部のご理解とご協力に改めて感謝を申し上げます。あと残り1か月であります。気を緩めることなく務めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

さて、今限りでご勇退される議員の皆様、本当に長い間ご苦労さまでした。まだまだ引き続き議員としてのご活躍をお願いしたい方々で、市民もさぞかし残念な思いをしていることと思います。今後とも健康にご留意され、南魚沼市発展のためにお力添えをいただきますようお願いいたします。

今定例会の終わりとともに、10月の市議会議員選挙が近づいてまいります。ここにおられる立候補予定の皆様には、くれぐれもお身体を大切に、市議会議員として再びこの議場に戻ってくることを願っております。

終わりに、この4年間の皆様方のご協力に心から深く感謝を申し上げますとともに、南魚沼市のさらなる発展と5万5,000人の市民の幸せを願って、今定例会の閉会の挨拶といたします。大変ありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 以上をもちまして、令和3年南魚沼市議会9月定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

〔午後0時01分〕